

チャペルアワー(礼拝)

明治学院大学はキリスト教による人格教育を建学の精神としています。この建学の精神に触れる機会として、「チャペル アワー (礼拝)を行っており、学院牧師や教職員、学生、近隣教会牧師等から、学問や信仰、聖書から教えられたことなど、 人生や学生生活を豊かに送るためのお話しを聞くことができます。

チャペルアワーはすべての学生に開かれている時間です。お昼休みの20分間、日常から少し離れてチャペルでのひとと きを過ごしませんか?

日時:月曜日~金曜日(授業期間中)/12時40分~13時00分

場所:チャペル(白金・横浜)

*持ち物は特に必要ありません。

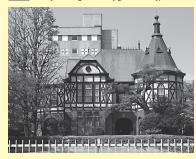
*途中入退場することも可能です。周囲に配慮し、静かにお願いします。

<宗教部事務室>

白金 記念館2階

TEL 03-5421-5218

E-mail shukyos@mguad.meijigakuin.ac.jp



横浜 チャペル横

TEL 045-863-2016

E-mail shukyoy@mguad.meijigakuin.ac.jp



URL https://www.meijigakuin.ac.jp/about/christianity/

Instagram @mgu_christian

この他にもキリスト教に関連した活動を行っています。詳しくは「チャペルだより」や大学Webサイトをご覧ください。



授業・試験に関すること

■情報の伝達

教務部では、学生への公示・告示および必要な事項の伝達は、基本的に在学生用ポータルサイトPort Hepburnにて行い ます。学生は、1日1回以上、必ずアクセスしてください。PortHepburnの見落としにより不都合が生じる場合もあります ので、十分な自覚を持って情報収集に努めてください。

また、学内の掲示板を情報伝達の手段として補助的に使用します。登校の際には、掲示板を必ず確認してください。

- 1. Port Hepburn URL https://porthepburn.meijigakuin.ac.jp/
- ①Port Hepburnへのログイン方法

大学のコンピュータ実習室では、パソコンの初期画面に個人ID・パスワードを入力すれば、Port Hepburnにログイン できます。自宅からアクセスする場合は、大学Webサイトの在学生のページのメニューを選択するか、上記URLを直 接入力して、ログイン画面を表示させます。

- ②Port Hepburnで確認できる事項
 - (a)学科別伝達事項
 - (b)学生個人宛の連絡事項
 - (c)教務Web (履修申請・履修確認・成績照会・住所変更

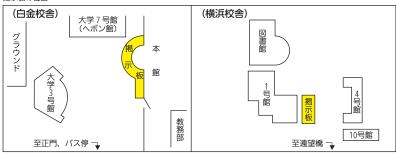
MG教務アプリで行いますので、必ずダウンロードしてください。

- ・シラバス検索)
- (d)履修要項・履修の手引き・学修の手引き (映像)
- (e)時間割表
- (f)夏季講座·春季講座
- (g)教室割·教室変更情報

- (h)休講情報
- (i)補講情報
- (j)定期試験時間割·試験場情報
- (k)レポート情報
- (1)追試験情報
- mオフィスアワー情報
- (n)学校感染症に罹患した場合
- (0)気象警報等発令および交通機関不通時の休講措置基準
- (p)「地震注意情報」・「警戒宣言」発表時の措置
- 2. MG教務アプリ URL https://www.meijigakuin.ac.jp/campuslife/app/index.html 明治学院大学生専用の教務アプリです。自分の時間割、授業の教員・教室等の確認や、休講・補 講、教室変更等のお知らせをプッシュ通知配信で受け取ることができます。授業の出席登録は

3. 学内掲示板

掲示板の位置



4. その他

①授業、試験、成績等の問い合わせ方法について

教務課窓口への来課、またはMGメール(大学が付与した学籍番号のアドレス) からのメールにてお問い合わせくだ さい。電話での履修・成績相談は受け付けておりません。

MGメールによる問い合わせ先

教務課

白金 メール: kyomu@mguad.meiiigakuin.ac.ip

横浜 メール: kyomuy@mguad.meijigakuin.ac.jp

学務教職課 白金 メール: mgkyomu2@mguad.meijigakuin.ac.jp

②オフィスアワーについて

学生の主体的な学習を支援する一環として、講義での疑問点や関心のある問題への取り組み方などを担当教員に相談で きる「オフィスアワー」を全学的に行っています。Port Hepburnで各教員のオフィスアワーの時間帯と申し込み方法を 確認できますので、必要に応じて手続きをしてください。非常勤の教員に質問等がある場合は、授業終了後に相談するこ とができます。

なお、オフィスアワーは、成績について問い合わせる機会ではありませんので、注意してください。

■保証人への成績通知

保証人への成績通知は、Port Hepburnにてお知らせします。事情等があり、保証人への成績通知を希望しない学生は、 所定の期間内に教務課で手続きをしてください。申請期間等の詳細はPort Hepburnにて連絡します。

■科日等履修生

本学卒業後に大学院入学準備や資格取得を目指す方のために、特定の授業科目において、選考の上、科目等履修生を受 け入れています。詳細は、教務部教職担当に問い合わせてください。

科目等履修生に関することは教務部教職担当で扱っています

白金 TEL 03-5421-5149 (本館 2 階)

URL https://www.meijigakuin.ac.jp/office/educational/

■気象警報等(暴風·大雪·暴風雪警報、大雨·大雪·暴風·暴風雪特別警報)発令 および交通機関不通時の明治学院大学休講措置基準

気象警報等(暴風・大雪・暴風雪警報、大雨・大雪・暴風・暴風雪特別警報)の発令や、公共交通機関が不通となった場合 の休講措置については、大学公式決定として大学Webサイト、Port Hepburnなどで発表します。休講となる場合は公式 発表を行います。公式発表がない場合は休講ではありません。

休講措置の判断基準は下記のとおりですが、気象警報等の発令や解除の時刻、交通機関の不通や開通の時刻が明確でな い場合や、交通機関開通後に引き続き混乱が予測される場合もあり、また各校舎独自の特殊な事態が発生する場合もある ため、大学発表に注意してください。上記の気象警報が発令されていない場合も、気象状況が悪化し、登下校の危険が予 測される場合は全学休講とすることがあります。

休講措置は学生・教職員の安全のために行うものですが、通学・通勤の状況によっては各自の判断が必要な場合もありま すので、テレビ、インターネットなど各種情報と周辺状況に注意して適切な行動をとってください。

なお、休講となる授業は、「対面授業」「遠隔授業(同時双方向型)」で、「遠隔授業(オンデマンド型)」は休講とはなりません。 1.午前6時以前に気象警報等の発令、あるいは交通機関が不通となり、運行再開が見込まれない場合

(1) 気象庁(気象台)から上記の気象警報等が、東京都港区(または隣接する区)に発令された場合は白金校舎(高輪校舎を含 む)を、横浜市(戸塚区または隣接する区市あるいは横浜市全域)に発令された場合は横浜校舎を、それぞれ休講とする。 (2)次の交通機関が不通となって運行再開が見込まれない場合

	JR路線	ただし、特急電車のみ一部運休などの場合を除く)	
Α	東海道線	(東京小田原間)、横須賀線	
В	東海道線	(東京小田原間)、横須賀線、中央線、山手線、総武線、京浜東北線	

横浜校舎は、Aの2路線が同時に不通の場合休講とする。

白金校舎は、Bのうち 3 路線以上の交通機関が同時に不通の場合休講とする。

(3)上記(1)の気象警報等が解除の場合、また上記(2)の交通機関が開通の場合の取扱いは、以下のとおりとする。

警報解除時刻または交通機関開通時刻	授業開始時限	
言報解除時刻または又地核関用地時刻	(学部・大学院)	
6 時までに解除・開通の場合	1 時限目から開始(通常どおり)	
10時までに解除・開通の場合	3 時限目から開始(1 ・ 2 時限休講)	
12時までに解除・開通の場合	4 時限目から開始(1~3 時限休講)	
12時までに解除・開通しない場合	終日休講	

- 2. 午前6時以降に気象警報等の発令、あるいは交诵機関が不诵となり、運行再開が見込まれない場合
 - (1)午前6時以降に上記1.(1)と同じ気象警報等が当該地域で発令された場合は、その発令時刻以後の授業は休講とし、 授業再開は、上記1.(3)に準じて取扱う。
 - (2)午前6時以降に上記1(2)の交通機関が不通となった場合は、事故などによる一時的なものを除きその時点で全学休 講とする。なお、この場合の授業再開は、上記1.(3)に準じて取扱う。

※隣接する区(市)

白金校舎(東京都港区)から半径約6km

品川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、新宿区、千代田区、中央区、江東区

横浜校舎(横浜市戸塚区)から半径約6km

泉区、保土ケ谷区、南区、港南区、磯子区、栄区、金沢区、鎌倉市、藤沢市

■「地震注意情報」・「警戒宣言」発表時の措置

大地震に伴う混乱を避け、被害を最小限にとどめるため下記の措置をとります。

- 1. 気象庁から東京23区または神奈川県東部を対象とした大地震の注意情報、警戒宣言または火山噴火情報が発表され たら、即刻授業を中止する。
- 2. 公共交通機関が運行していれば、学生は帰宅する。
- 3. 交通機関が不通になって学内に居る場合、むやみに移動を開始しない。(一斉帰宅の抑制)
- 4.注意情報または警戒宣言が解除されるまで、大学は休講とする。
- 5.休日・早朝深夜に発表された場合は、原則自宅待機とする。
- ※ 地震以外でも、「」アラート」などで緊急情報が流れたときは、学内では非常放送などの指示に従ってください。休講や 授業再開はPort HepburnやWebサイトでも伝達します。
- ※「警戒宣言」発表時に学内に居て、交通機関が不通でも帰宅する場合は、「MG DIARY」巻末にある「緊急避難先届出票」 を切り離して記入し、最寄りの事務室窓口、守衛所に提出してください。

注意情報または警戒宣言が解除された場合の授業再開は下記によります。

- 1 午前5時までに解除の場合……平常授業
- 2. 午前 7 時までに解除の場合…… 3 時限から平常授業
- 3. 正午までに解除の場合……… 6、7 時限平常授業

【重要】 安否確認システムについて

本学では、震災などの大規模災害発生時に学生の皆さんの安否状況を確認するために「安否確認システム」を運用してい ます。例えば地震の場合、東京都内または神奈川県内で「震度5強」以上が観測されると、直ちに大学から安否確認の電子 メールが自動送信されますので、必ず回答してください。

この安否確認メールは

- ・皆さんが大学(教務部)に届け出た、個人のメールアドレス
- ・大学から皆さんに付与している、学籍番号によるメールアドレス

の両方に宛てて送信されますが、回答はどちらか一方のアドレスより行ってください。

専用アプリもしくはLINEと連携している方は、そちらから回答いただいても構いません。

個人のメールアドレスを変更された方は、速やかにPort Hepburn(教務Web)より修正してください。

安否確認システムに関するお問い合わせ先は学生課 です

白金 TFI 03-5421-5157 (本館 1 階)

横浜 TEL 045-863-2029 (1号館1階)

URL https://www.meijigakuin.ac.jp/gakusei/

個人のメールアドレスの届け出・変更に関するお問い合わせ先 は教務部学務担当です

白金 TFI 03-5421-5147 (本館 2 階)

横浜 TEL 045-863-2024 (1号館1階)

URL https://www.meijigakuin.ac.jp/office/educational/

■学校感染症に罹患した場合

学生が、「学校において予防すべき感染症※」に罹患した場合は、学内感染を予防するため、「学校保健安全法」「学校保 健安全法施行規則」により出校停止としています。

医療機関で、感染症に罹患したと診断された場合は、直ちに所定の手続を行ってください。

それにより、授業の欠席が不利益とならないように配慮します。

※「学校において予防すべき感染症」としては、以下のものがあります。

第2種	□インフルエンザ □新型コロナウイルス感染症 □麻疹(はしか) □風疹 □水痘(みずぼうそう) □流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) □咽頭結膜熱(プール熱) □結核 □百日咳 □髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	□感染性胃腸炎(ノロウイルス等を含む) □マイコプラズマ感染症 □流行性角結膜炎 □急性出血性結膜炎 □コレラ □細菌性赤痢 □腸管出血性大腸菌感染症 □腸チフス □パラチフス

注:第1種は省略。出校停止期間の目安は、健康支援センターホームページまたはPort Heoburnで確認してください。

学校感染症に罹患した場合の手続き

新型コロナウイルス感染症、またはインフルエンザに罹患

その他の学校感染症に罹患

ポートへボンより、所定の【報告フォーム】に入力し 報告

- ・新型コロナウイルス感染症陽性者入力フォーム
- インフルエンザ陽性者入力フォーム

本人または家族から、通学する校舎の健康支援センター に電話連絡

- 白金 TEL 03-5421-5183 (平日 9:00~16:00)
- 横浜 TEL 045-863-2020 (平日 9:00~16:30)

出校停止のため欠席した授業について、配慮を希望する場合は、 感染症が治癒し、出校可能になったのち、通学する校舎の**教務課 の窓口**で次の手続きを行う。

「欠席連絡票」の発行を申請

必要書類 コピー可 ※診断書または治癒証明書も可(右記参照) 以下の書類を2種類以上組み合わせて提出(①と④の組み合わせは不可) ①医療機関で受けた検査キットの写直

②医療機関受診時に受け取った「陽性結果通知」「感染症罹患時の注意事 項」「療養期間のお知らせ」または類似書類で当該感染症とわかるもの ③日付入りの「診療明細書」または「調剤明細書」

- ④セルフ検査キットの写真(②または③と一緒に撮影)
- ※①と②、②と④の組み合わせの場合、どちらかに日付があることが望ま しい
- ※④の場合でも、②または③の提出が必要
- ※①~③に氏名の記載がない場合、および④を組み合わせる場合は、受 診した医療機関の診察券等、氏名が確認できるものが必要

「欠席連絡票」の発行を申請

必要書類 コピー不可

医師の診断書または治癒証明書 (様式①)

※罹患期間と出校可能日が明記されている 22

- ※医師または病院による押印があること
- ※治癒証明書(様式①)はポートへボンの 「ダウンロード」>「健康支援センター」 から入手可能



交付された「欠席連絡票」を授業時に担当教員に提示(またはコピーを提出)し、指示を受ける

「欠席連絡票」に関するお問い合わせ先は、通学する校舎の教務課です。 本人確認のために必ずMGメール(学籍番号のアドレス)から送信してください。

白金 メール: kvomu@mguad.meiiigakuin.ac.ip

横浜 メール: kyomuy@mguad.meijigakuin.ac.jp

■「不正行為」懲戒基準のガイドライン

【試験における不正行為 懲戒基準のガイドライン】

A	燃成の種別	等級	懲戒の内容	懲戒に付帯する措置	該当する者
	退 学	1	本学学生としての身分を剥奪する。	当該年度の全履修科目の登録を抹消する。	他人に受験を依頼した者、あるいは 他人に依頼されて受験した者、再度 の不正行為を行った者、またはこれ と同等とみなされる不正を行った者
	無期停学	2	本学学生として有する 権利を期間を定めず停 止する。	①当該科目の当該年度(半期科目は当該学期)の成績評価を「評価不能(失格)」とする。 ②当該学期の上記を除く全履修科目について、成績評価を0点とする。	他人に依頼されて受験した者のうち 情状酌量の余地が認められる者、ま たはこれと同等とみなされる不正を 行った者
停	有期停学	3	本学学生として有する 権利を3ヵ月までの期間を定めて停止する。 ただし、悪質性が認められる場合は3ヵ月を 超えることができる。	①当該科目の当該年度(半期科目は当 該学期の成績評価を「評価不能(失 格)」とする。 ②当該学期の上記を除く全履修科目 について、成績評価を 0 点とする。	使用を許可されていない資料等を所持または使用した者、またはで用した者、またはでれる不正を行った者のカンニング・ペーパーの用意または使用と答案の交許可されていない文献等の使用が許自担当者による了解の無数を対し、資学生が表れている文献等の、授業科目担当者による了解の無い。 との受信を表し、一般を表し
		4	同上	①当該科目の当該年度(半期科目は当該学期)の成績評価を「評価不能(失格)」とする。 ②当該学期の定期試験実施科目の上記を除く全科目について、当該学期の成績評価を0点とする。	上記と同様の不正行為を行った者のうち、情状酌量の余地が認められる者
	譴責		不正な行為に対し譴責し、戒める。	当該科目の当該学期の成績評価を 0点とする。	試験監督者の指示に従わなかった者、 またはこれと同等とみなされる不当 な行為を行った者

注: 本ガイドラインは、「定期試験」と「追試験」に適用するほか、「再試験」「平常試験(授業内試験)」にも準用するものとする。

【レポートにおける不正行為 懲戒基準のガイドライン】

	懲戒の種別		等 級	懲戒の内容	懲戒に付帯する措置	該当する者
停	可	無期停学	2	本学学生として有する 権利を期間を定めず停 止する。	①当該科目の当該年度(半期科目は当 該学期)の成績評価を「評価不能(失格)」とする。 ②当該学期の上記を除く全履修科目 について、成績評価を0点とする。	レポートにおける不正行為を繰り返し た者に対して、改善の見込みがないと 教授会が判断した場合
	3		3	本学学生として有する 権利を3ヵ月までの期間を定めて停止する。 ただし、悪質性が認め られる場合は3ヵ月を 超えることができる。	①当該科目の当該年度(半期科目は当 該学期の成績評価を「評価不能(失格)」とする。 ②当該学期の上記を除く全履修科目 について、成績評価を0点とする。	下記に該当する者について、教授会 がより悪質と判断した場合
e :	学	有期停学	4	同上	①当該科目の当該年度(半期科目は当 該学期)の成績評価を「評価不能(失 格)」とする。 ②当該学期のレポート(注)による試 験実施科目の上記を除く全科目につ いて、当該学期の成績評価を0点と する。	各学期の「レポート課題一斉掲示」 に記載されたレポートにおいて、不正行為を行い、懲戒に値する者 例 1 WEBサイトや書籍・文献から引 用した文章を組み合わせて作成を 切ったレポートを、故意に出場合 2 他人のレポートを盗用し、 が作成したものとして提出した 場合
	譴	責	5	不正な行為に対し譴責 し、戒める。	当該科目の当該学期の成績評価を 0点とする。	上記に該当する者について、教授会 が情状酌量の余地が認められると判 断した場合

注:ここでいうレポートとは、各学期の「レポート課題一斉掲示」に記載されたレポートを指す。

■研究活動における倫理基準

本学では「明治学院大学研究倫理基準」を定めています。研究を遂行するにあたり、研究者等が遵守すべき倫理の保持 に係る事項を示し、研究の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、学術研究の信頼性と公正性を確保 することを目的にしています。この「研究者等」には、本学の専任教員や研究員だけでなく、学生のみなさん(学部生・大 学院生) も含まれます。

研究とは何か、研究活動に関わるうえで何に注意しなくてはいけないのか、そして無自覚のまま不正行為に関与してい ることがないように、本学の研究倫理基準についてあらかじめ知っておいてください。(MG DIARY別冊「学則および諸 規則」参照)

研究活動における主な不正行為

捏 造 存在しないデータ、研究結果を作成すること 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正で加工すること		存在しないデータ、研究結果を作成すること
		研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに 加工すること
	盗 用	他の研究者等のデータ、研究成果または論文を当該研究者等の了解もしくは適切な表示なく流用すること

学生生活の基本ルールおよび注意事項

大学は社会的存在です。また大学自体もひとつの社会です。そこには当然守るべきルールがあります。良識をもって行動してください。なお、学生生活全般を通して相談したいことがありましたら、まずは学生課の窓口をおたずねください。

■学内での遵守事項

以下の行為は、如何なる事由があっても禁止としていますので注意してください。

- ①指定場所以外での喫煙、歩行喫煙、20歳未満の者の喫煙(指定場所以外は全面的に禁煙です)
- ②授業中(担当教員による特別の許可がない場合)、試験中の携帯電話・スマートフォン利用
- ③許可されていない場所での球技やスケートボード等の危険を伴う遊戯および火気の使用
- ④許可されていない物品販売、募金、アンケート調査、署名活動
- ⑤飲酒(学外での20歳未満の者の飲酒を含む)
- ⑥許可されていない政治的活動、勧誘ならびに宗教活動
- ⑦門限外の構内残留(校舎毎の門限時間:白金校舎7時から23時、横浜校舎7時から21時)
- ⑧学則に反する行為、その他良識に欠ける行為

■自動車・バイク・自転車による通学

【自動車通学】

白金校舎、横浜校舎ともに禁止です。怪我や身体に障害がある場合、クラブで荷物を運搬する場合などは事前に学生課へ 相談(申請)してください。

【バイク通学】

白金校舎:禁止です。

横浜校舎:原則禁止です。ただし、公共交通機関、自転車および徒歩での通学が不可能な場合は学生課へ相談してください。一定条件を満たしており、かつ所定の手続きをした者のみ許可します。構内に設けられている駐輪場を利用することができます。なお、1年毎の更新が必要です。

【自転車通学】

白金校舎:禁止です。

横浜校舎:届け出制により許可しています。5号館下第一駐輪場の守衛所に学生証を提示し、手続きをしてください。

※本学学生が運転する自転車やバイクが歩行者・乗用車と接触する事故が増加しています。事故に備え、傷害保険に加入してください。傷害保険については各校舎の明治学院サービス・明治学院生協でも取り扱っています。

※神奈川県では、条例により自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられています。

■登下校時のマナー

横浜校舎では、大学と戸塚駅間の路線パスや徒歩通学のマナー(広がって大声で話しながら歩く、歩き煙草、ごみのポイ捨て等)について近隣住民からの苦情が相次いでいます。また、近隣のコンピニエンスストアや住宅敷地内の無断駐車・駐輪が大きな問題となっています。徒歩で通学をする場合は「MG DIARY」(P.94)に載っている通学路を必ず通行してください。

また、帰り道は暗い場所も多いため人通りの少ない暗い道を避け、なるべく路線バスを利用し下校してください。 白金校舎では、校舎周辺のパイクや自転車の駐輪が問題となっています。この様な迷惑行為は絶対に行わないようにして ください。

■急行バスの運行と明治学院大学線学期定期券について

横浜校舎では、登下校時の通学路の混雑を解消し、地域住民の方への配慮を徹底するため、戸塚駅⇔横浜キャンパス (正門・南門) の直通急行バスを運行しています。

【急行バスの概要】

運 行 期 間:平日・祝日授業日(土休日は除く)

運 行 区 間:明治学院大学南門⇔正門⇔戸塚駅

急行バス停留所:戸塚駅東口(橋上改札):一番奥の急行バス専用レーン(p.94参照)

明治学院大学正門:一般路線バスと同じ

明治学院大学南門:一般路線バスの停留所の後ろ

【明治学院大学線学期定期券について】

戸塚駅⇔明治学院大学南門(+明治学院大学南門⇔地球市民プラザ)の定期券を、本学特別価格で購入できます。授業 期間内は何度でも乗車可能です。

- ※急行バスおよび各停バスで利用できます。
- ※学期定期券は、春学期・秋学期の指定期間に、横浜キャンパス内特設会場でのみ購入可能です。江ノ電バスの営業所・ 案内所では購入することはできませんのでご注意ください。購入可能日・場所については、別途Port Hepburnでお知 らせします。

■学牛掲示板

両校舎とも自由に利用できる学生掲示板がありますので責任者(学籍番号・氏名) および掲示開始日を明記したうえで 掲示をしてください。

詳細は「ポスター・ビラ・立看板による広報活動の取扱内規」(MG DIARY別冊「学則および諸規程」または学生部Webサ イト)を参照してください。

■郵便物取次、電話の呼出照会

公認学生団体宛の郵便物(代引・着払は不可)は、学生課で取り次ぎます。その際は宛名を必ず団体名にしてください。学 生個人宛の郵便物は取り扱いません。また、緊急を要する用件以外の電話による呼び出しや取り次ぎは行っていません。個人 情報保護法により、学生個人の情報(住所・雷話・保証人情報等)に関する問い合わせについては一切応じていません。

■盗難

両校舎の部室、食堂、図書館、学生ラウンジ、体育館、更衣室等で例年盗難被害の報告が寄せられます。 窃盗は犯罪です。 発 見された場合は学部教授会にて審議し、処分が決定されます。また、各自においても貴重品は必ず身につけ、わずかな時間で も財布やカバン等から目を離さないようにしてください。また、ロッカーを使用する場合は必ず施錠してください。盗難に遭 ってしまったら学生課へ相談してください。

■拾得物•遺失物

【拾得物】

学内で落とし物を拾得したときは、学生課(学生課窓口時間外は守衛所)に届け出てください。学生課では以下のように取 り扱っています。

所有者がわかる場合	電話連絡またはPort Hepburnで連絡
所有者が不明の場合	学生課の遺失物ロッカーで 3 ヵ月間展示(貴重品は展示とは別に保管します)

【遺失物】

学内で品物をなくしたときは、学生課に申し出てください。同様のものが届けられた場合に連絡をします。

学生課で保管のもの	学生証を持参のうえ、受け取り
大学が警察へ届けたもの	学生課で「拾得物返還申出書」を受け取り警察へ

防犯対策

一人暮らしに限らず、現代社会では様々な危険やトラブルがいつ起こるか分かりません。自分だけは安全と考えることは 間違いです。いつでもどこでも事件・事故と隣り合わせだと思ってください。

- ①外出時はもちろん、在宅時(特に就寝時)も戸締り(施錠)はきちんとすること。二重ロックは必ず付けましょう。窓、ベラン ダにも鍵をかける習慣をつけてください。また、ベランダに干す洗濯物で、外からは女性の一人暮らしかどうかなどもわ かってしまいます。洗濯物はなるべく室内に干しましょう。
- ②来訪者には注意すること。ドアスコープで必ず確認し、ドアを開ける前にチェーンを掛けること。訪問販売は部屋に入れて しまうと断りにくくなってしまいます。チェーンを掛けたまま応対し、不要ならはっきり断ってください。
- ③外出時、暗い夜道のひとり歩きは危険です。アルバイトやクラブ活動で帰りが遅くなった場合などは、必ず友人と一緒に 帰るかタクシーを利用してください。部屋に入る直前には、付近に誰もいないことを確認してください。何かあれば、 大声で助けを求めることが大切です。
- ④学生課と各守衛所では、防犯ブザーの貸し出しを行っています。気軽に相談してください。

【校舎付近の警察署】

●横浜校舎 神奈川県警戸塚警察署 045-862-0110

神奈川県警察 防犯のポイント https://www.police.pref.kanagawa.jp/kurashi/anzen_machi/mesd0095.html

●白金校舎 警視庁高輪警察署 03-3440-0110

警視庁 安全な暮らし https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/index.html

■大学牛を取り巻く様々な誘惑

大学生をターゲットとしたカルト宗教、悪質商法、違法薬物など現代社会には様々な誘惑があります。楽しそうなサーク ル活動や巧みな勧誘で安易に個人情報(携帯番号・メールアドレスなど)を教えてしまった結果、思わぬトラブルに巻き込ま れてしまうことがありますので、十分に注意してください。

①注意すべき宗教団体

社会的に問題とされている教団として、世界平和統一家庭連合(旧統一教会)・原理研究会(CARP)、摂理、オウム真理 教は、多くの被害者を出してきた宗教団体です。

その他、しつこい勧誘活動などで社会的に問題視されている宗教団体も数多く存在します。本学学内でも過去多くの事例 があり、学生から苦情や相談を受けています。コンサートやクラブ活動、食事などの声掛けから巧みに誘い込むのが特徴 です。初めは宗教的なことはなにも話題にならず、参加しているうちに徐々に誘い込まれます。おかしいと思ったらすぐ に学生課に相談してください。明治学院大学は、「カルト対策学校ネットワーク」に加盟しています。

②違法薬物・危険ドラッグ

大学生による大麻の違法栽培・使用や薬物乱用事件が大きく報道されています。違法薬物や危険ドラッグを所持・使用 することは、大麻取締法・覚せい剤取締法・薬事法等に違反する犯罪です。また心身に大きな影響を及ぼし、常習化や死 亡事故につながることもあります。軽い気持ちで一度始めてしまうと一生を台無しにしてしまいます。社会問題の元凶と なる大麻やその他違法薬物(いわゆる"危険ドラッグ"の類を含む)については、周りからの誘惑などに負けず、使用や 取引など、絶対に行わないでください。

文部科学省「薬物のない学生生活のために~薬物の危険は意外なほど身近に迫っています~」 https://www.mext.go.jp/content/20231218-mxt kenshoku-000033160 2.pdf



厚生労働省 薬物乱用防止相談窓口一覧

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/other/madoguchi.html

③関バイト

SNSやインターネット上で「高収入」「簡単な仕事」などの甘い言葉で勧誘する違法なアルバイト(通称:闇バイト) が増えています。これらの求人は一見魅力的に見えるかもしれませんが、実際は犯罪行為に直結する、非常に危険なもの です。闇バイトの募集者は、運転免許証やマイナンバーカードの提出を求め、応じてしまうと個人情報を悪用して詐欺や 他の犯罪に利用される危険性があります。

困ったときは学生部へ相談してください。また、闇バイトに応募してしまった、業務に従事してしまった、抜け出した いのに抜け出せない方は勇気をもって警察(警察相談専用電話番号#9110)に相談しましょう。

安全なアルバイトを選ぶためのポイントは、信頼できる求人サイトを利用することです。P.34「アルバイト紹介」を ご確認ください。

4)悪質商法

マルチ商法(ネットワークビジネス・MLM・友情商法)、訪問販売、架空請求、ワンクリック詐欺、アポイントメン トセールス(電話で勧誘し、後日会う約束を強要するもの)、キャッチセールス、催眠商法(宣伝講習販売・SF商法)、通信 販売、電話勧誘販売、送りつけ商法(ネガティブ・オプション)、内職副業商法等様々な悪質商法が蔓延しています。こ のような学生を狙う悪質業者は、巧妙な手口を使って個人情報を聞き出したり、契約を結ばせます。知らないうちに自 分が悪質商法に加担して友人を誘い、加害者となってしまうこともあります。万一、契約をしてしまった場合は、「クー リングオフ制度」を利用する、または消費者センターや学生課へ相談するなどしてください。

- ●消費者ホットライン 188 (局番なし)
- ■国民生活センター https://www.kokusen.go.ip ●法テラス https://www.houterasu.or.jp

要注意 【成人年齢引き下げについて】

2022年4月1日より成人年齢が18歳に引き下げられました。 18歳から「責任も判断力もある成人」とみなされ、保護 者の同意なくローンやクレジットカード等の様々な「契約」 が締結できるようになります。その反面、巧妙な手口に惑 わされ、悪質な取引の契約をしてしまっても、契約解除が できなくなる危険も潜んでいます。十分な注意が必要です。 ※飲酒や喫煙は、これまでと変わらず20歳からです。

学生生活全般に関する相談、問い合わせ先: 学生部

- 白金 TFI 03-5421-5155 (本館 1 階)
- 横浜 TEL 045-863-2030 (1号館1階)
- URL https://www.meijigakuin.ac.jp/gakusei/

【クーリングオフできる期間の例】

8 日間	電話勧誘販売、訪問販売(キャッチセールス、 アポイントメントセールス含む)、訪問購入 (訪問買取)、特定継続的役務提供(エステ等)
20日間	連鎖販売取引 (マルチ商法)、業務提供誘引販 売取引 (内職商法)

クーリングオフの可能な期間内に販売会社に書面で通知 (期間には契約書面を受け取った日を含める)

支払った代金は全額返金される

■ソーシャルメディアの利用について

明治学院大学の勤務員ならびに学生等がソーシャルメディアを利用するにあたって留意すべき事項をまとめた 「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」※1の一部を抜粋し、掲載しています。 ソーシャルメディアによる効用と危険性を理解し、ソーシャルメディアの効用をより十分なものとしてください。

【効用と危険性】

- ソーシャルメディアの効用を十分に得るため、利用にあたっては危険性も十分に把握してください。
- (1) 効用
- ・さまざまな事柄の情報を広範囲かつ迅速に収集できます。
- ・自身の考えを情報として、広範囲かつ迅速に伝達できます。
- 発信した情報に対する反応やフィードバックを収集できます。
- ・自身の考えや収集した情報を共有できます。
- ・対人コミュニケーションを促進します。

(2) 危険性

- 一度発信した情報は、完全に取り消すことが不可能です。
- ・情報の発信先は、自身が意図せずともインターネットの全ユーザーとなる場合があります。
- ・自身の氏名や身分を明かさずとも、発信している情報の内容によっては個人を特定される可能性があります。
- ・以上の危険性から、ソーシャルメディアを利用することで、場所や時間、方法を問わず、さまざまなトラブルに巻き込 まれる可能性があります。

ソーシャルメディアを利用するにあたり、最低限遵守すべき事項をまとめています。

- (1)法令遵守(2)人権や倫理の尊重(3)知的財産権の保護(4)個人情報の保護(5)守秘義務・機密情報の保護
- (6) 正確な情報発信 (7) 大学の一員である自覚

【学生生活におけるソーシャルメディアの利用】

学生等は、ソーシャルメディアの効用をより十分なものとするために、「明学生が考えたSNSのための5つの合言葉」 ※ 2 を確認してください。なお、被害、加害を問わず、トラブルの当事者となってしまった場合は、学部生は学生部、 大学院生は大学院事務室に速やかに相談してください。

参考:ソーシャルメディアによるトラブルの一例

- ・未成年飲酒やイッキ飲み、カンニング等を投稿
- ソーシャルメディア上で友人の悪口を投稿
- ・アルバイト先の機密情報を投稿
- ・好きな芸能人の写真を自身のプロフィールページに使用
- ・好きなアーティストの音楽データを複製し、ソーシャルメディアに公開
- ・好きな企業のロゴマークを勝手に使って、ソーシャルメディアに公開
- 友人や家族の個人情報を無断で投稿
- 方人や家族の交方関係を投稿
- ・他人のアカウントを作成し、運用
- ・ 悪質なデマや不正確な情報を拡散
- (周囲への) 迷惑行為を投稿
- ※ 1:ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン
- ※ 2 ・明学牛が考えたSNSのための5つの合言葉





ハラスメントの防止

本学では、ハラスメント防止宣言を定め、ハラスメントに毅然とした態度で臨んでいます。そのために、ハラスメント人 権委員会とハラスメント相談支援センターを設け、キャンパスにおけるハラスメントの防止と解決に努めています。

■ハラスメント防止宣言

本学では、1998年に「明治学院大学 セクシュアル・ハラスメント防止宣言」を作成し、「セクシュアル・ハラスメント人権 委員会」を設置して、セクシュアル・ハラスメント*^防止に取り組んできました。さらにその理念を発展させ、アカデミック・ ハラスメント*2やパワー・ハラスメント*3を含むハラスメント全般に対処し、防止していくために、2011年「明治学院大学 ハ ラスメント防止宣言 |を発します。

明治学院大学は、全ての学生および教職員が個人として尊重され、たがいの信頼のもとに勉学や課外活動、そして研究、 業務にいそしむことができるような環境を作り、これを維持していくことをなにより重要と考えています。ハラスメントは、 個人の尊厳を侵害し、相互信頼を損なう行為であり、キリスト教の建学の精神にもとるのはもちろん、学問と言論の自由を おびやかし、教育・研究の場、就業の場としての大学の存立そのものを危うくするものとして許すことができません。

そのため、本学では「ハラスメント人権委員会」と「ハラスメント相談支援センター」を設けて、ハラスメント防止のた めの啓発活動を行い、学生・教職員の相談に真摯に応じ、ハラスメントには毅然とした態度で臨むことを宣言します。

- * 1 カクシュアル・ハラスメント
- 意図しているかどうかに関わらず、相手を不快にさせる性的な言動により、相手に精神的・肉体的な苦痛や不快感を与えること。
- *2 アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場で、優位的立場にある者が、適切な範囲を超えた言動や指導を行うことで、学修・研究環境を悪化させたり、相手に対 し、精神的・肉体的な苦痛を与えること。

*3 パワー・ハラスメント

職場で優位的立場にある者が、適切な範囲を超えた言動や指導を行うことで、相手に精神的・肉体的な苦痛を与え、または就労環境を悪 化させること。

■ハラスメント人権委員会

ハラスメント人権委員会は、本学におけるハラスメントの発生を未然に防ぎ、大学で共に過ごすすべての人が快適に学修・ 研究・就労することができる環境を整えるために、講演会、シンポジウム、パンフレットの配布などの啓発活動を行います。 また、ハラスメント人権委員会の委員は「ハラスメント相談員」として、ハラスメントに関する相談に応じます。

URL https://www.meijigakuin.ac.jp/campuslife/campuslife/hcsc/jinken/

■ハラスメントの解決

ハラスメント人権委員会およびハラスメント相談支援ヤンターは、相談者の希望を聞きながら、個人の状況に応じた様々 な方法により、安心して学び、働くことができる環境の回復をはかります。

■秘密の厳守/相談者・証言者たちの保護

相談およびその内容はすべて厳重な秘密扱いとなります。「ハラスメント相談支援センター」の専門相談員や、「ハラス メント相談員」は、任期中も退任後も、相談員として知りえた情報を他に漏らすことはけっしてありません。

また、ハラスメントについて相談をしたり、事実の調査で証言等をした学生や教職員は、いかなる形態であれ不利益を受 けることはけっしてありません。万一不利益を受けた場合は、ハラスメントの被害を受けたときと同様の手続で、相談員に 相談することができます。

■ハラスメントについての相談先

ハラスメントの被害を受けたと思う学生や教職員は、「ハラスメント相談支援センター」の専門相談員や、教職員が担当 する「ハラスメント相談員(人権委員会の委員)」のだれにでも、あなたが相談しやすい人に、メールや電話で日時を予約し たうえで相談することができます。ハラスメントにあたるかわからない、あるいは相手への処分までは望んでいな い場合でも、困っていることがあれば、解決方法を一緒に考えますので、ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。匿名 での相談も可能です。

この相談は、ハラスメントの直接の被害者だけではなく、ハラスメントを不快に思う、あるいは被害を受けている人から 相談された学生や教職員によっても行うことができます。また、すでに卒業、あるいは退職した人も、在学・在職中の被害 について同様の相談をすることができます。詳細は下部の「明治学院大学ハラスメント防止および解決のためのガイドライ ン」をご覧ください。

○ハラスメント相談支援センター

白金 TEL 03-5421-5212 (本館 9 階)

相談予約用メールアドレス:jinkens@mguad.meijigakuin.ac.jp 開室曜日:月・水・金

開室時間:10:00~17:00 (祝日授業日は閉室)

横浜 TEL 045-863-2218 (1号館1階)

相談予約用メールアドレス:jinkeny@mguad.meijigakuin.ac.jp 開室曜日:月・火・余

開室時間:10:00~17:00 (祝日授業日は閉室)

○ハラスメント相談員

ハラスメント相談員の氏名、連絡先はPort Hepburnに掲出します。



「明治学院大学ハラスメント防止 および解決のためのガイドライン」